

保医発0916第1号
令和2年9月16日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

殿

厚生労働省保険局医療課長
（公印省略）

厚生労働省保険局歯科医療管理官
（公印省略）

医療機器の保険適用について

標記について、別紙のとおり令和2年9月17日から新たに保険適用とするので通知する。

本通知別紙中、承認番号又は認証番号とは、薬事法等の一部を改正する法律（平成25年法律第84号）第1条の規定による改正前の薬事法（昭和35年法律第145号）又は医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づく承認番号又は認証番号を指すものとする。

1. 医科

製品(販売)名・製品コードに追加・変更があったものの保険適用 区分A2(特定包括)(特定の診療報酬項目において包括的に評価されているもの)

承認番号又は認証番号 22300BZX00037000

承認番号又は認証番号	販売名	製品名	製品コード	保険適用希望者	特定診療報酬算定医療機器の区分
22300BZX00037000	Evita Vシリーズ	Evita V300	4048675388354	ドレーゲルジャパン株式会社	人工呼吸器
		Evita V500	4048675042266		
		Evita V600	4048675548744		
		Evita V800	4048675542148		
22300BZX00410000	Babylog VNシリーズ	Babylog VN500	4048675250418	ドレーゲルジャパン株式会社	人工呼吸器
		Babylog VN600	4048675551713		
		Babylog VN800	4048675542476		

(別紙)